

監査委員公表第7号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月30日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎

同 佐 藤 一 夫

- 1 監査年月日
平成28年6月16日
- 2 監査箇所
一般社団法人 寒川町観光協会
- 3 監査の対象
寒川町から交付した補助金等（平成27年度分）に係る出納事務等の執行
- 4 監査の方法
寒川町観光協会から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。
- 5 監査の結果
補助金等に係る出納その他の事務については、良好に行われているものと認められた。

○軽微な留意事項
・口頭により指摘又は指導した。